

税

身体障害者に対する 軽自動車税の減免

減免の対象となる軽自動車等は、身体障害者等が取得し、又は所有する軽自動車等（身体障害者で年齢が18歳未満の者又は精神障害者にあつてはその者と生計を一にする者が取得し、又は所有する軽自動車等を含む。）で、その身体障害者もしくは精神障害者と生計を一にする者、又は当該身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。）を常時介護する者が運転するものうち、1台に限り減免されます。減免の申請には、次のものが必要です。

- ① 身体障害者手帳・戦傷病者手帳又は療育手帳・精神障害者保健福祉手帳
- ② 運転免許証
- ③ 軽自動車税納税通知書
- ④ 印鑑

なお、軽自動車税の減免を受けようとする場合は、納期限7日前まで（5月24日まで）

で）に手続きを済ませてください。※期限を過ぎたものについては、受け付けできません。

お問合せ先

役場税務課町民税係

☎985-4110

芸予地震の損害に 対する雑損控除の 適用について

芸予地震で損害を受けた方は、来年の申告で雑損控除の適用を受けられる場合があります。

◎雑損控除の対象となる資産の範囲
本人又は生計を一にする親族の所有する住宅、家財等生活用財産の損害について適用があります。したがって、30万円を超える貴金属、書画、骨董、美術工芸品などの生活に通常必要でない資産は対象となりません。

◎雑損控除の対象となる損害額の範囲
災害等による損害額のほか、その災害等に関連して支出した、取り壊し、除去のた

めの支出も含めることができず。なお、保険金などの支払いを受けたときは、その金額を差し引いて損害額を計算します。

◎損害額とは
損害額は、その損害を生じたときの直前の資産の価格（時価）を基礎として計算します。そのため、原状回復費用の中にその価値が以前より高くなるような費用が含まれているとき、その金額は除きます。

◎雑損控除額
次の①と②のいずれが多い金額が控除額になります。
① 損害金額からその年の総所得金額等の合計額の10%を引いた額
② 損害金額のうち災害関連支出の金額から5万円を引いた額

◎雑損控除に必要な書類
災害等の復旧に要する経費の見積書又は支出した経費の領収書、補てんされた保険金などの金額がわかるもの。

お問合せ先

役場税務課町民税係

☎985-4110

住宅

町営住宅 入居者募集

町営住宅入居者を次の要領で募集します。

募集対象住宅

住宅名	住宅名	階層	床面積	部屋数
改良住宅5棟5号	筒井1256	2階建の1階	67.90㎡	3LDK
改良住宅5棟8号	筒井1256	2階建の1階	67.90㎡	3LDK
改良住宅9棟4号	筒井1256	2階建の1階	67.90㎡	3LDK

※家賃は月額17,000円で、別に共益費が必要です。

入居申込資格

① 町内に住所又は勤務場所を有する方。

② 現に同居し、又は同居しようとする親族（事実上婚姻関係と同様の事情にある方や近く婚姻する婚約者を含む。）があること。ただし家族を故意又は不自然に分割又は合併する世帯の申込みはできない。

③ 入居しようとする世帯員の収入合算額が、法令で定められた基準内であること。

④ 現在、住宅に困窮していることが明らかでない方。

申込書の交付及び受付期間

5月7日（月）～5月18日（金）の執務時間中。

※申込書に、世帯全員の住民票の写し及び所得を証明する書類の添付が必要です。

※抽選日、抽選会場、申込資格の有無などは、後日申込者に直接お知らせします。

お申込み・お問合せ先

役場建設課管理・住宅係

☎985-4122

※3住宅とも浴室は有りますが、浴槽及び給湯設備は入居者負担となります。
※トイレは水洗です。